

鹿 児 島 県 公 報

平成21年11月4日（水）第2545号



鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編集 総務部学事法制課

定例発行日（毎週火、金）

定価 送料共1箇所2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定（介護福祉課取扱い） 1
- 中小企業体質強化資金融資要綱を廃止する要綱（※）（経営金融課取扱い） 1
- 団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可申請を適当とする決定（農地整備課取扱い） 1
- 入会林野整備計画の認可（林業振興課取扱い） 2
- 道路の位置指定（北薩地域振興局取扱い） 2

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に係る公告（9件）（商工政策課取扱い） 2
- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告（商工政策課取扱い） 9
- 落札者等の公告（会計課取扱い） 10

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第1110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設として指定した。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施 設		開 設 者			指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
福島内科医院	鹿児島市甲突町24番16号	医療法人甲和会	鹿児島市甲突町24番16号	福島 和敬	平成21年10月1日

鹿児島県告示第1111号

中小企業体質強化資金融資要綱を廃止する要綱を次のように定めた。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

中小企業体質強化資金融資要綱を廃止する要綱

中小企業体質強化資金融資要綱（昭和55年鹿児島県告示第416号の3）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年11月4日から施行する。

鹿児島県告示第1112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、鹿屋市光同寺土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年11月5日から同年12月3日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課
肝付町役場耕地課

鹿児島県告示第1113号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第11条第1項の規定により、南九州市知覧町垂水入会林野整備組合代表者西垂水学の認可申請に係る垂水入会林野整備計画を平成21年10月27日認可した。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

北薩地域振興局告示第14号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年11月4日

北薩地域振興局長 丸岡憲治

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成21年10月20日	阿久根市鶴見町3番地 有限会社浜崎不動産 代表取締役 濱崎充伸	出水市平和町204番9	6.00メートル	49.20メートル

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成21年11月4日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成21年11月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プラッセ大小路食品館
薩摩川内市若葉町41番地2

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ア 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30

イ 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ア (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外2社
株式会社フジ薬局 代表取締役 藤井正巳
薩摩川内市東向田町3番9号
有限会社写真の福元 代表取締役 福元貞徳
薩摩川内市神田町3番4号
株式会社リョーユーパン 代表取締役 北村俊策
福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号

(イ) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外2社
株式会社フジ薬局 代表取締役 藤井正巳
薩摩川内市東向田町3番9号
株式会社リョーユーパン 代表取締役 北村俊策
福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号

イ (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外2社
株式会社フジ薬局 代表取締役 藤井正巳
薩摩川内市東向田町3番9号
株式会社リョーユーパン 代表取締役 北村俊策
福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号

(イ) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外2社
株式会社リョーユーパン 代表取締役 北村俊策
福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号

ウ (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外2社
株式会社リョーユーパン 代表取締役 北村俊策
福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号

(イ) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号 外2社
株式会社リョーユーパン 代表取締役 北村俊策
福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号

エ (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号 外2社
株式会社リョーユーパン 代表取締役 北村俊策
福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号

(イ) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号 外2社

オ (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号 外2社

(イ) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明

薩摩川内市神田町10番12号 外2社
株式会社N・A・T-YuMe 代表取締役 井上なぎさ
薩摩川内市平佐町1520番地

3 変更年月日

- (1) 2の(1)及び(2)のウ 平成21年3月1日
- (2) 2の(2)のア 平成19年2月3日
- (3) 2の(2)のイ 平成20年6月30日
- (4) 2の(2)のエ 平成21年4月30日
- (5) 2の(2)のオ 平成21年6月9日

4 届出年月日

平成21年10月21日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に係る公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成21年11月4日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成21年11月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

だいわ向田店

薩摩川内市西向田町194番地

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30
- (2) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号

3 変更年月日

平成21年3月1日

4 届出年月日

平成21年10月21日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に係る公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成21年11月4日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成21年11月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

だいわ串木野店

いちき串木野市下名字酔之尾5630番地 外28筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30
- (2) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号

3 変更年月日

平成21年3月1日

4 届出年月日

平成21年10月21日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成21年11月4日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成21年11月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

だいわ大崎店
曾於郡大崎町仮宿字長池1156番地 外17筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30
- (2) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号

3 変更年月日

平成21年3月1日

4 届出年月日

平成21年10月21日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成21年11月4日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成21年11月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラッセ伊集院店

日置市伊集院町徳重字馴枝274番地1 外7筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ア 変更前 山忠棉業株式会社 代表取締役 武田忠治
大阪府岸和田市春木宮川町10番12号

イ 変更後 山忠棉業株式会社 代表取締役 武田忠治
大阪府貝塚市二色南町8番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ア (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外4社
弘文堂 高山清子
日置市伊集院町下谷口1919番地
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直
熊本市安政町6番16号

(イ) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外4社
弘文堂 高山清子
日置市伊集院町下谷口1919番地
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直
福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号

イ (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外4社
弘文堂 高山清子
日置市伊集院町下谷口1919番地
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直
福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号

(イ) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外4社
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直
福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号

ウ (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外4社
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直
福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号

(イ) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号 外4社
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直
福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号

3 変更年月日

- (1) 2の(1) 平成18年3月31日
- (2) 2の(2)のア 平成16年8月23日
- (3) 2の(2)のイ 平成19年6月1日
- (4) 2の(2)のウ 平成21年3月1日

4 届出年月日

平成21年10月21日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成21年11月4日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成21年11月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

だいわ垂水店

垂水市旭町61番地

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明

鹿児島市川上町1959番地30

(2) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明

薩摩川内市神田町10番12号

3 変更年月日

平成21年3月1日

4 届出年月日

平成21年10月21日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成21年11月4日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成21年11月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

だいわ西之表店

西之表市鴨女町184番地 外11筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明

鹿児島市川上町1959番地30

(2) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明

薩摩川内市神田町10番12号

3 変更年月日

平成21年3月1日

4 届出年月日

平成21年10月21日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成21年11月4日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成21年11月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラッセ宮之城店

薩摩郡さつま町宮之城屋地字城ノ前1495番地1

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ア 変更前 片倉工業株式会社 代表取締役 岩本謙三
東京都中央区京橋三丁目1番2号

イ 変更後 片倉工業株式会社 代表取締役 岩本謙三
東京都中央区銀座一丁目19番7号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ア (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外3社
株式会社原薬局 代表取締役 原理恵
福岡市西区大字徳永440番地5
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直
福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号

(イ) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外3社
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直
福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号

イ (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外3社
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直
福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号

(イ) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号 外3社
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直
福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号

ウ (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号 外3社
株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直
福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号

(イ) 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号 外3社

3 変更年月日

(1) 2の(1) 平成21年4月13日

(2) 2の(2)のア 平成19年1月5日

(3) 2の(2)のイ 平成21年3月1日

(4) 2の(2)のウ 平成21年9月30日

4 届出年月日

平成21年10月21日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成21年11月4日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成21年11月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラッセだいわ種子島店

西之表市西之表字田代10440番1 外12筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ア 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30

イ 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ア 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外2社

イ 変更後 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
薩摩川内市神田町10番12号 外2社

3 変更年月日

平成21年3月1日

4 届出年月日

平成21年10月21日

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

だいわ谷山店

鹿児島市小松原二丁目15番地4 外1筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社永吉ランド

鹿児島市永吉三丁目19番15号

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,485平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成21年10月30日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成21年11月4日

鹿児島県警察本部長 梶田好一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコン421台の賃貸借
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部警務部会計課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
- 3 落札者を決定した日
平成21年9月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社九州支店
福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 落札金額
55,297,242円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成21年8月11日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第700号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成21年11月4日

鹿児島県公安委員会委員長 岩田泰一

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ華王美空ひばり極M2	京楽産業、株式会社	9P0901
ぱちんこ遊技機	CRめぞん一刻H4AX	株式会社平和	9P0931
回胴式遊技機	パルサー402A	山佐株式会社	8S0501
回胴式遊技機	BLOOD+K	タイヨーエレクトリック株式会社	9S0520
回胴式遊技機	パチスロスーパー海物語KH	株式会社三洋物産	9S1037